

令和5年度
女性の多様な働き方支援窓口運営事業
ここシェルジュ SAPPORO 運営業務
企画提案仕様書

令和5年1月

札幌市経済観光局経営支援・雇用労働担当部

1 事業名

令和5年度 女性の多様な働き方支援窓口運営事業
ここシェルジュ SAPPORO 運営業務

2 事業委託期間

令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）まで

3 事業趣旨及び目的

本市は、総人口に占める女性の割合が全政令市中最も高い一方、女性の有業率は、全政令市中18番目と低い状況（平成29年度就業構造基本調査）にある。

こうした状況を踏まえ、漠然と働きたいと考えていながらも、不安や悩みがあり就職活動に踏み切れない子育て中の女性及び結婚・出産後も働き続けることを希望する女性をメインターゲットとし、就労と保育を一体的にサポートする窓口「ここシェルジュ SAPPORO」（以下「ここシェルジュ」という。）を運営する。

4 窓口概要

（1）所在地

札幌エルプラザ公共4施設（以下「エルプラザ」という。）4階
（札幌市北区北8条西3丁目）

（2）開所日及び開所時間

火曜日～土曜日 9時～17時（国民の祝日に関する法律に規定する休日、エルプラザの休館日（年5日程度）及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

ただし、上記における開所日以外の日であっても、エルプラザの防災訓練（年1回）及びイベント出展を行う日等については窓口運営やその他の勤務が必要となる場合がある。

（3）対象者

原則として、下記ア・イのいずれかに該当する女性であって、働くことに不安を抱える子育て中の女性及び妊娠・出産後も働くことを希望する女性とする。

ア 札幌市に居住する女性（転入予定者を含む）

イ 札幌市近郊に居住し、札幌市内で就労する女性（希望者を含む）

（4）運営に当たって前提となる事項

ア 受託者は、事業開始までに北海道労働局より有料職業紹介事業の許可を受けること。

イ 下記施設・事業と連携し、利用者を適切に誘導すること。なお、具体的な連携内容等については別途協議により決定する。

（ア）札幌市就業サポートセンター

（イ）マザーズハローワーク札幌

（ウ）女性のためのコワーキングスペース「リラコワ」

（エ）札幌市男女共同参画センター

（オ）北海道労働局との一体的実施事業

ウ 窓口の運営に当たっては、感染症対策を徹底すること。

5 業務内容

ここシェルジュにおいて、下記のとおり業務を行う。なお、業務の遂行に当たっては、この仕様書における記載のほか、「ここシェルジュ SAPPORO 実施手順（以下「実施手順」という。）」（別添1）に基づき実施すること。なお、原則として職業紹介は職場体験先への就職時のみ実施する。

(1) 施設管理及び窓口における相談対応

ここシェルジュの施設管理を行うとともに、窓口において以下の相談対応を行うこと。なお、相談方法については来所、電話、メール、オンライン（Zoom）、チャットに対応すること。

ア 就労相談

イ 在宅での働き方（主に自営型テレワーク）に係る相談

ウ 子どもの預け先に係る相談

※ 市内の認可保育施設の空き状況は、札幌市より提供する（週1回）。

(2) 出張相談対応

乳幼児健診会場において出張相談を実施する（令和4年度実績：北区のみ・年間12回の見込）。また、その他子育て中の女性が集まる施設・イベント会場等において、相談対応を行うこと。なお、イベントについての詳細は（5）出張イベントの開催を参照のこと。

(3) 職場体験

ア 定員

職場体験の実施日数は延べ500日以上とし、目標値を設定すること。また、そのうち体験時に保育を利用し、保育料が支給される職場体験の実施日数は延べ20日とすること。

イ 実施時間

概ね1人あたり1日3～5時間、5～20日間程度（週5日を上限）とする。

ウ 実施期間

受託者は、遅くとも6月から職場体験を開始できるよう準備すること。

エ 職場体験受入企業

次のいずれにも該当する企業とする。

(ア) 原則、札幌市内に事業所を有し、当該事業所において体験者を受入する企業

(イ) 本事業の趣旨を理解し、職場体験終了後に体験者との雇用契約を締結する意思を有する企業

オ 日当及び保育料の支払い

いずれも受託者の負担において支払うこと。

(ア) 受託者は、職場体験終了後、体験者に対し日当として1日当たり3,000円を支払うこと。

(イ) 受託者は、体験者が職場体験の参加に当たって保育サービスを新たに利用した場合には、保育所等の利用に係る領収書等を提出させ、職場体験終了後に保

育料として1日当たり3,000円を支払うこと。

カ 職場体験後の広報及び啓発

受託期間において2名以上、職場体験により就職した利用者や就職先の企業を取
材し、ここシェルジュWebサイトに職場体験への参加や子育て中の女性を採用す
るメリットが伝わる記事を掲載すること。

キ VR職場体験

手軽な職場体験として、職場体験受入企業のVR動画を作成し、窓口内での視
聴環境を整えること。なお、受託期間において、新たな体験先の動画を2本以上
作成すること。

ク 留意事項

(ア) 職場体験については、雇用契約は締結しないこと。

(イ) 契約金額確定のため、職場体験実施日数は令和6年3月15日(金)時点の
実績をもって確定させること。

(ウ) 職場体験の実施に当たり、受託者の負担で体験者を企業への賠償責任保険、
傷害保険等に参加させること。

(エ) 日当及び保育料の支払方法は銀行振込とし、振込手数料は受託者が負担す
ること。

(4) 各種セミナー

下記の3種のセミナーを開催する。なお、セミナーは全て対面とオンラインの併用
開催とし、全体で10本以上ここシェルジュWebサイトへの動画掲載を行うこと。

- ・両立支援セミナー(35回以上開催、各回定員12名以上)
- ・在宅ワーク支援セミナー(12回以上、各回定員12名以上)
- ・起業支援セミナー(3回、各回定員20名以上)※リラコワとの共催

ア 開催概要

未就業の女性と就労中の女性の双方に配慮し、開催概要を提案すること。なお、
会場は原則エルプラザの会議室もしくはここシェルジュのフリースペースとするが、
提案により一部を外部会場とすることは差し支えない。

また、起業支援セミナーの詳細については契約後に札幌市及びリラコワとの三者
協議により決定するため、提案は不要とする(開催費用は受託者の負担とする)。

イ 講師

以下のとおり選定し、提案すること。なお、市外を拠点として活動する講師につ
いては、実績等を考慮してオンライン登壇を認める場合がある。ただしオンライン
登壇の提案回数は、各セミナー実施回数の半数未満に留めること。

(ア) 両立支援セミナー

仕事と家庭の両立に知識と理解、経験等を有するものを選定すること。ここ
シェルジュのカウンセラーを講師とすることも差し支えないが、多彩なセミナ
ーを開催するため、受託期間における同一講師の登壇は2回までとする。

(イ) 在宅ワーク支援セミナー

在宅ワークについての知識と理解、実践経験等のほか、企業や個人に対する
支援実績及びセミナー講師経験を有するものを、2名以上選定すること。なお、

(6) 宅ママコーナーの相談員及び(7) 在宅ワークスキル入門講座の講師と重複することは差し支えない。

ウ 実施内容

以下の内容を踏まえて、(ア)及び(イ)について提案すること。

(ア) 両立支援セミナー

- a 仕事と家庭の両立に対する不安解消や就業意欲を高める内容とすること。
- b 家事分担に関することなど、夫も参加可能なセミナーを取り入れること。
- c キャリアアップや正規就労に向けた動機付けを行う内容を取り入れること。
- d 就職活動等について、気軽に意見交換ができる雰囲気を醸成すること。

(イ) 在宅ワーク支援セミナー

- a 在宅ワークの種類や開始方法、メリット・デメリットのほか、開業届の提出や確定申告の必要性等について説明すること。
- b 在宅ワーク希望者が登録するサイトを選定する際の参考にできるよう、複数のクラウドソーシングサイトの特徴を紹介すること。
- c Webサイトに掲載する記事作成(ライティング)や資料作成のポイントなど、在宅ワーク初心者でも参加しやすいテーマを選定すること。

エ 留意事項

セミナーで使用する資料については、概ね実施日の2週間前までに札幌市に初稿データを提出すること。なお、提出前に受託者の責任において、資料中の挿入画像等の使用権利や根拠としたデータの出典の確認等を行うこと。

(5) 出張イベントの開催

ア 開催概要

ここシェルジュの周知を目的として各区で出張イベントを開催すること。以下の要件を満たし、計40回以上となるよう開催概要を提案すること。

- (ア) 各区において開催する託児付き出張セミナー&出張相談イベント…各区1回(計10回)以上
- (イ) 保護者の来場見込(定員)が300名を超えるイベントへの登録・相談ブース出展…計2回以上
- (ウ) その他イベント…計28回以上

イ 留意事項

- (ア) 上記アにより提案したイベントのほか、子育てや就労に関するイベント等への出展を指示するため、これに応じること(年間10回程度を想定)。なおイベント出展を追加した場合においても、上記アの実施回数は原則減じない。
- (イ) 出張イベントにおいて実施するセミナーについては、(4)各種セミナーの回数には計上しない。
- (ウ) 上記ア(イ)のブース出展について、主催者側の判断により札幌市として無料出展が可能となる場合がある。この場合、札幌市と協議の上、出展料の70%相当額以上となる広報活動を実施し、領収書等を提示すること。

(6) 「宅ママコーナー」の設置

ここシェルジュのフリースペースを活用し、在宅ワークについての知識と理解、実

実践経験等のほか、企業や個人に対する支援実績及びセミナー講師経験を有する相談員が、在宅ワークの種類やメリット・デメリット、開業届の提出や確定申告、業務の獲得や案件単価向上などの相談に応じる「宅ママコーナー」を設置すること。

遅くとも5月から開始し、月1～2日の1日3時間以上、年間を通じて22日以上の設置となるよう、概要を提案すること。

(7) 在宅ワークスキル入門講座

在宅ワーク実践者の業務選択肢を広げるため、スキル入門講座を実施する。

ア 開催概要

習得スキルの異なる2コース以上を設定し、それぞれのコース概要を提案すること。講座は遅くとも6月から開始し、1回完結型で全コース計10回以上の開催、定員は各回6人以上とすること。なお、スマートフォン以外の機器を使用する場合は、受託者において用意すること。

イ 講師

提案する習得スキルに関して高い専門的知識やスキルがあり、現在もそのスキルを活用した在宅ワークを行っている者を提案すること。

(8) 職場見学ツアー

職場体験よりも気軽に利用できるメニューとして、職場体験受入企業に利用者が複数人で訪問するイベントを受託期間において2回以上開催すること。定員は6名以上、概ね半日で2企業を回るイベントとし、概要を提案すること。

(9) 合同企業説明会

マザーズハローワーク札幌と連携し、職場体験の受入企業を中心として、子育て中の女性の雇用に理解のある企業を集めた合同企業説明会を受託期間において1回以上開催すること。参加企業は概ね5社以上とし、概要を提案すること。なお、開催に係る費用は受託者の負担とする。

(10) 現況調査

受託期間中の窓口の利用者（未登録者を除く）について、在職・就職活動状況を確認するため、相談から一定期間経過後を目途に現在の状況及び就職活動の見込みについての調査を行うこと。調査の時期や方法は提案とするが、多くの回答を得られ、かつ利用者との関係性の構築に繋がるよう工夫すること。

(11) 託児サービス

子どもを連れた利用者が相談に集中できるよう、個別相談、セミナー及び各区における出張イベント時に、託児サービスを実施する。託児実施日、実施時間を工夫し、利便性の向上を図ること。

ア 対象者

- (ア) ここシェルジュの個別相談利用者
- (イ) ここシェルジュのセミナー参加者
- (ウ) 各区における出張イベント参加者

イ 実施日・実施時間

- (ア) ここシェルジュの個別相談時に、週2日、計5時間以上の実施となるよう、子育て中の女性が利用しやすい日時に設定すること。

- (イ) ここシェルジュのセミナー開催と同日に、概ね1回2時間の実施とする。なお、
 (ア) の個別相談と同日・別時間帯に設定することは妨げない。
(ウ) 各区における出張イベント（(5) ア (ア)）開催時に、各区概ね1回2時間の
 実施とする。

ウ 定員

- (ア) ここシェルジュの個別相談時の実施は原則子ども4名以上とすること。
(イ) ここシェルジュのセミナー及び各区における出張イベント時の実施は、原則子
 ども9名以上とすること。

エ 申込み方法

- (ア) 託児の利用に当たっては、ここシェルジュの利用登録を必須要件とする。
(イ) 原則予約制として下記7（2）のシステムに入力するが、当日定員に空きがあ
 れば可能な限り受入すること（予約がない場合も当日利用に備えて受入体制を整
 えること）。

オ 会場

- (ア) 上記イ（ア）（イ）については、エルプラザ4階の託児室を確保すること。
(イ) 上記イ（ウ）については、イベント会場と同一建物内にある場所を確保するこ
 と。

カ 保育スタッフについて

- (ア) 保育士の有資格者または子育て支援員などの保育士に準ずる知識や経験を有す
 る者とする。こと。
(イ) 配置人数については、概ね下記の基準に準ずることとし、子どもの年齢等に
 応じて必要数を配置すること。

【保育スタッフ1名で保育が可能な子どもの数】

- ・ 0、1歳の乳児…2名まで
- ・ 2、3歳の幼児…3名まで
- ・ 4歳以上の幼児…5名まで

※ ただし、保育スタッフは複数配置を必須とする。また、従事人数の半分以上
は保育士資格を有する者を配置すること。

キ 保険加入について

託児の実施に当たっては賠償責任保険、傷害保険等に参加することとし、トラブ
ルにならないよう、最大限の配慮に努めることとする。

ク 遊具等について

託児を実施する際に使用する遊具等は、ここシェルジュのキッズスペースの遊具
は使用せず、別途用意すること。

(12) 広報

施設概要や実施メニュー・イベントの周知のため、下記を含む効果的な広報を行
うこと。なお、家事をしている女性のイラストを配置するなど、固定的性別役割分
担を助長する表現は避けること。また、広報物の作成及び内容については、事前
に札幌市と協議し、了承を得ること。

ア 広報物の作成及び配布

下記の広報物を作成及び配布すること。なお、作成した広報物について、札幌市地下鉄駅掲示板等に掲示を指示する場合がある（令和4年度実績：3回の見込（各回24～25カ所））。

（ア）施設概要リーフレット：15,000部以上

（イ）施設概要ポスター：300部以上

（ウ）セミナーや職場体験等についてのリーフレット：30,000部程度

イ フリーペーパーへの広告掲載

子育て中の女性の目に触れやすく、市内で配布するフリーペーパーに広告を計3回以上掲載すること。なお、掲載するフリーペーパーの市内発行部数が計50万部以上となるよう提案すること。

ウ 周知用グッズの製作

ここシェルジュの周知を図るため、エコバック等の周知用グッズの製作について提案すること。なお、製作数は1,000以上とする。

エ ここシェルジュWebサイトの更新

ここシェルジュの最新情報、セミナー情報、イベントカレンダー、職場体験に係る情報等を随時更新すること。

オ SNSの活用

（ア）ここシェルジュのFacebook、Instagram、LINEアカウントについて、それぞれ概ね週2回以上の頻度で投稿を行うこと（LINEアカウントについては投稿内容により、これ以下でも差し支えない）。なお、Facebook及びInstagramについては画像付きの記事とし、LINEも含めて投稿概要について提案すること。

（イ）LINEアカウントについては、指定のID（プレミアムID）を購入すること。

なお、購入にあたり発生する費用は受託者が負担すること。

(13) 目標値

各目標値については以下のとおりとする。

ア 新規登録者数：年間1,000名以上

イ 就職を希望する登録者のうち、就職活動を始めた者の割合：70%以上

6 運営体制

以下を参照し、施設運営が可能な人員を配置すること。なお、事業責任者及びカウンセラーのうち、少なくとも1名は2級以上のキャリアコンサルティング技能士保有者とし、職業安定法に基づく職業紹介責任者についても窓口配置すること。

また、出張イベント開催時等は、事業責任者とカウンセラーのうち、少なくとも2名はここシェルジュ内に留まり通常業務を行うこと。

(1) 事業責任者

ここシェルジュ内に常駐する専任の事業責任者を1名配置すること。なお、事業責任者については、事業及び組織のマネジメント経験を有する者を選定すること。

ア 業務内容

（ア）事業の企画及び実施・進捗管理に関する業務

- (イ) 事業の実施結果のとりまとめ
- (ウ) 札幌市や関係各機関との連絡調整
- (エ) 苦情発生時の対応
- (オ) その他事業の実施に必要な事務

(2) カウンセラー

ここシェルジュ内に常駐する専任のカウンセラーを、4人工以上となるよう4～6名配置すること。

ア 業務内容

(ア) 就労相談対応（在宅ワークに関する相談を含む）、保育情報の提供

(イ) 各種メニュー・イベントの企画、広報、運営

(ウ) その他、ここシェルジュの運営に関わる一切のこと

イ カウンセラーの要件

下記（ア）から（エ）のいずれにも該当する者とする。

(ア) キャリアコンサルタント（国家資格保有者）又はそれと同等の経験、スキルがあると札幌市が認める者（公的就労支援機関において、2年以上の実務経験を有する者など）

(イ) 女性の多様な働き方に対する理解があり、女性の支援に関わった経験、知識のもとで利用者の悩みや不安に寄り添った支援ができる者

(ウ) 利用者の状況に応じて、臨機応変かつ柔軟な対応ができる者

(エ) 札幌市の保育制度や保育サービスに関する知見がある者（新規サービスについては必要に応じ札幌市が研修を行うため、これを受講すること）

(3) サポートスタッフ

職場体験の受入先となる企業の開拓や、各種広報物の作成等を行う者を1人工以上確保すること。なお、ここシェルジュ内に常駐しないことも可とする。

(4) 保育スタッフ

ア 託児室の運営に必要な保育スタッフを確保すること。

イ 保育スタッフの要件や配置基準等については、5（11）を参照すること。

7 札幌市が用意する物品等について

下記については札幌市が用意する。なお、下記（1）及び（2）の保守・管理業務（恒常的な更新作業を除く）は、札幌市が行う。その他の物品等については、セミナーや出張イベント、感染症対策に必要なもの等を含め、全て受託者において調達すること。

(1) ここシェルジュのWebサイト（URL：<https://coco-cierge.com>）

※ チャット相談、イベントカレンダー、動画掲載については令和5年9月頃に機能追加予定。

(2) 登録者情報、相談記録、個別相談・セミナー予約等を管理するシステム

(3) 電話回線及びインターネット回線（Wi-Fi含）を具備するネットワーク環境

※ 電話料及びインターネット通信料、プロバイダ料金（固定IP必須）は受託者において負担すること。

(4) ここシェルジュ内にある机や椅子、撮影用機材等の備品（実施手順別紙参照）

8 契約金額の変更（減額）について

本事業の実施に当たって、以下に該当する場合は、契約金額の変更（減額）を行うものとする。

(1) 託児の実施日数が下記の日数を下回ること

ここシェルジュの個別相談の託児が 96 日を下回った場合又はセミナー及び各区における出張イベント時の託児の合計日数が 60 日を下回った場合は、提案時の概算費用と実支出額との差額を契約金額から減額する。

(2) 職場体験の実施日数が 500 日未満となること

職場体験の実施日数が 500 日を下回った場合、不足分の日数に 3,000 円を乗じた金額に消費税相当額を加算し、これを契約金額から減額する。

(3) 新たに保育所等に子どもを預けながら職場体験を行った日数が、20 日未満となること（(2) の減額適用時のみ）

保育料が支給される職場体験の実施日数が 20 日を下回った場合、不足分の日数に 3,000 円を乗じた金額に消費税相当額を加算し、これを契約金額から減額する。

9 事業計画及び事業報告について

(1) 事業計画書の作成

受託者は、委託契約締結後、速やかに業務内容の詳細、業務項目ごとの実施スケジュールを含めた「事業計画書」を作成のうえ、札幌市に提出し承認を受けること。

計画のうち、セミナーの開催日及びテーマ、講師（経歴、保有資格含）等については、後日の提出として差し支えない（セミナー実施回数は当初計画に記載すること）。

なお、当該計画を変更する場合には、速やかに「変更申請書」（任意様式）を札幌市に提出し、承認を得ること。

また、受託者は、履行開始日までに配置するそれぞれの人員の氏名及び保有資格や業務経験等を記載した書面及び有料職業紹介事業の許可証の写しを札幌市に提出することとし、追加や変更、更新が生じる場合は事実発生日の 2 週間前までに札幌市に書面により報告すること。

(2) 実績報告書の作成

受託者は、月次報告書（別添 2）により毎月の実績について翌月 10 日までに札幌市あて報告すること。なお、10 日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は、札幌市の翌開庁日までとする。ただし、3 月分の実績報告書は令和 6 年 3 月 31 日（日）までに札幌市へ提出すること。

ア 事業計画を踏まえ、必要に応じて月次報告書の項目を追加・変更すること。

イ 報告の項目については、札幌市から追加を依頼することがある。

ウ 実績変動が大きい場合等は、札幌市から要因分析を依頼することがある。

(3) 事業報告書の作成

受託者は、業務完了後、年間の「事業報告書」を作成し、令和 6 年 3 月 31 日（日）までに電磁データにより札幌市に提出し、承認を受けること。

報告様式については任意とするが、本事業の目的に資する項目については詳細な報告を求めることがあるため、報告書案については事前に確認すること。

10 再委託について

受託者は、事業の一部について再委託を行うことができる。再委託を行う場合は、再委託承認申請書（別添3）により申請の上、札幌市の承認を受けること。

ただし、当該業務の根幹を成すカウンセラーを再委託すること及び全体の50%を超える再委託は認めない。

11 業務上の留意事項

- (1) 受託者は、「個人情報保護に関する法律」等、各種関係法令を遵守して事業を行うこと。また、本業務の遂行に当たり知り得た一切の事項について、外部への漏えいがないように注意すること。また、札幌市が提供する資料等を第三者に提供する等、目的以外に使用しないこと。
- (2) 受託者は、契約締結後から業務開始までの間に、運営方法等について札幌市と十分に協議し、業務開始日から円滑に運営できるよう努めること。
- (3) 札幌市から協議の要請があった場合は、速やかに応じること。
- (4) 受託者は、利用者から費用を徴収してはならない。また、利用者に対して本事業とは関係のない商品その他サービスの利用を勧誘し、または金品若しくは役務の提供を要求してはならない。
- (5) 札幌市は、事業内容等が仕様書に沿っていない、または、効果的な個別カウンセリングが実施できない場合等、本業務の目的が達成されないと判断した際は、支援内容の変更及び改善のほか、カウンセラー、セミナー講師等の運営体制の変更を求めることができる。なお、受託者は、その求めに誠実に応じなければならない。
- (6) 受託者は、本委託事業の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、札幌市の承認を受けること。
- (7) 著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。なお、成果物の著作権（印刷物・原稿・データ）は札幌市に帰属するものとし、イラストについては当該業務の周知等の目的で加工して使用する場合がありますため、予め留意すること。
- (8) 受託者は、成果物に関する著作権者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないこと。
- (9) 受託者は、委託者に対し、当該事業における成果物を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証すること。成果物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償すること。
- (10) クレームが発生した場合については、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、札幌市に報告すること。また、対応できないクレームについては、迅速に札幌市へ報告し対応を協議すること。
- (11) 土曜日に発生した機器トラブルやクレームについては、受託者が一時的な対応を行うとともに、翌開所日に速やかにその内容、状況、経過等について札幌市に報告すること。

- (12) 配慮が必要な利用希望者（性的マイノリティの方、障がいのある方など）に対しては、相手方の立場に立って、適切な対応を行うこと。
- (13) 次年度のここシェルジュの円滑な運営のため、受託者が変更となった際は、業務内容等に関して必要な引継ぎを行うこと。
- (14) この仕様書に定めのない事項については、札幌市と受託者が協議のうえ決定する。
- (15) 本事業は札幌市議会において、令和5年度予算案が可決された場合に執行する。

12 提案を求める事項

(1) 本事業を行うに当たっての基本的な考え方

ア 本事業を実施するに当たっての基本方針及び独自目標※

※ 5 (13) に記載の目標の上乗せではなく、独自の項目を設定すること。

イ アで定めた目標を達成するための工夫と提案の特長

ウ 本事業の長期的（概ね3～5年程度）な展望・目指す姿とその理由

(2) 業務内容

ア 就労相談

(ア) 想定している登録以降の相談の流れ

(イ) 相談機関の利用に慣れていない利用者への対応の工夫

(ウ) 利用者の意欲の向上、モチベーションの維持を行うための工夫

イ 在宅での働き方（主に自営型テレワーク）に係る相談

(ア) 提供できる情報及びその収集方法

(イ) 支援に当たっての工夫

ウ 子どもの預け先に係る相談について

(ア) 提供できる情報及びその収集方法

(イ) 支援に当たっての工夫

エ 職場体験

(ア) 職場体験の実施日数及び体験者数の目標値

(イ) 受入企業の開拓方法と開拓の工夫

(ウ) 登録から体験終了までの流れと体験者及び受入企業に対するフォロー体制

(エ) 職場体験期間中に加入する保険とその補償内容

オ 各種セミナー

(ア) 両立支援セミナーの開催曜日等、実施時間、会場、回数、定員、内容

(イ) 両立支援セミナーの講師の経歴・保有資格等（想定される講師10名分）

(ウ) 在宅ワーク支援セミナーの開催曜日等、実施時間、会場、回数、定員、内容

(エ) 在宅ワーク支援セミナーの講師の経歴・保有資格等（内諾を得ている者2名分）

(オ) オンライン併用開催における工夫

(カ) 動画配信を行うセミナーの選定方法及び視聴の流れ、工夫

カ 出張イベントの開催

(ア) 各区において開催する託児付き出張セミナー&出張相談イベントの開催時期、実施時間、会場、実施回数、定員、内容、想定される講師

(イ) 出展予定の来場見込が300名を超えるイベントの名称及び直近の開催実績、目

標登録者数等

- (ウ) その他イベントの開催時期、実施時間、会場、実施回数、内容、目標登録者数
- (エ) 各種イベント開催・出展時の賑わい創出メニュー（利用者向け）
- (オ) 各種イベント開催・出展時の賑わい創出メニュー（子ども向け）

キ 「宅ママコーナー」の設置

- (ア) 開催曜日等、実施時間、回数、想定される相談員

ク 在宅ワークスキル入門講座

- (ア) 習得するスキル（2コース以上分）

- (イ) 開催曜日等、実施時間、会場、回数、定員、内容（既存サービスへの登録を求める場合はそのサービス概要等を含む）、想定される講師（各コース分）

ケ 職場見学ツアー

- (ア) 開催時期、実施時間、回数、定員、内容

- (イ) 受入企業の選定及び集客における工夫

コ 合同企業説明会

- (ア) 開催時期、実施時間、会場、回数、企業数、目標来場者数、内容

- (イ) 参加企業の選定及び集客における工夫

サ 現況調査

- (ア) 現況調査を行う時期

- (イ) 現況調査の実施方法・工夫

(3) 広報

ア 子育て中の女性等に対して施設や各種取組を周知する広報の工夫

イ デザインのコンセプト、イメージ画像（過去の類似事業受託時のデザイン等）

ウ 製作する周知用グッズの内容及び製作数、配布開始時期

エ 広告を掲載する広報媒体及び年間の掲載計画

オ インターネットやSNSを用いた効果的な広報案（各種サービスの使い分け、投稿内容、投稿画像イメージ、投稿頻度等）

(4) 目標値

ア 新規登録者数の目標値を達成する具体的手法

イ 就職を希望する登録者のうち、就職活動を始めた者の割合目標を達成する手法

(5) 配置人員

ア 運営体制

イ 配置人員の保有資格や経験、選定理由

(6) その他

ア 子ども連れでも快適に過ごせる工夫

イ 関係機関との連携手法

ウ 再委託の範囲

エ 業務実施に係る概算費用

※ 職場体験参加者への日当及び保育料を含めた費用とすること。

※ 積算内訳がわかるように提案すること。なお、管理費及び消費税は各項目には含めず、最後に計上すること。

オ 類似事業の受託実績

13 事業費

予算額は、52,014千円(税込)を上限とする。なお、契約金額は別途決定する。

14 本件に係る問い合わせ先

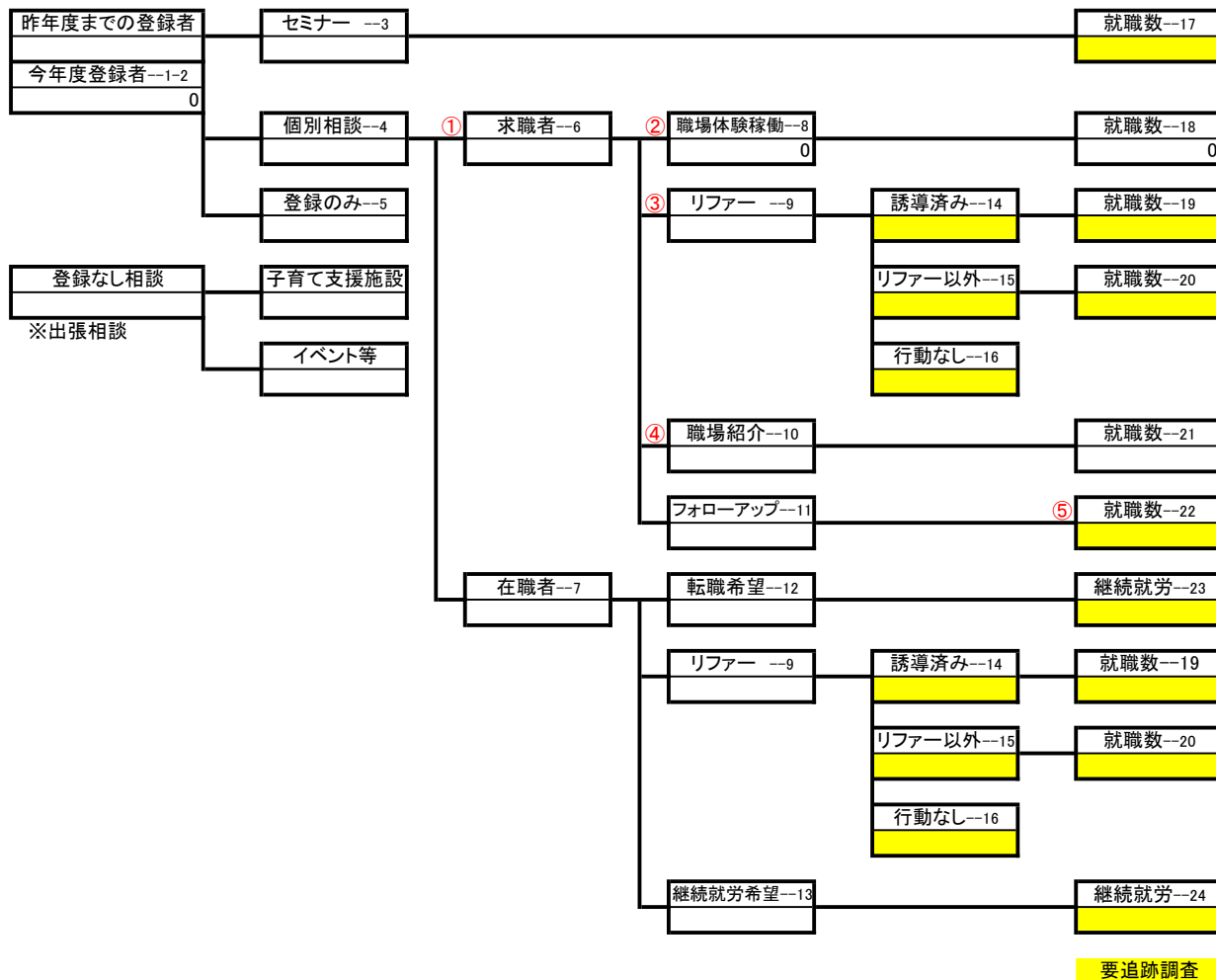
札幌市経済観光局経営支援・雇用労働担当部雇用労働課
担当：山岸、林（電話 211-2278）

2. セミナー利用状況

日程	セミナータイトル	両立	在宅	リラコワ	その他	計	託児
	5月計	0	0	0	0	0	0
	6月計	0	0	0	0	0	0
	7月計	0	0	0	0	0	0
	8月計	0	0	0	0	0	0
	9月計	0	0	0	0	0	0
	10月計	0	0	0	0	0	0
	11月計	0	0	0	0	0	0
	12月計	0	0	0	0	0	0
	1月計	0	0	0	0	0	0
	2月計	0	0	0	0	0	0
	3月計	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0

※「託児数」は子の数

「ここシェルジュSAPPORO」ステータス状況表 ●月(末日現在)



到達度等

●新規登録者数

目標	合計	到達度
1000	0	0%

●旧指標(職場体験⇒ 就職者数/参加者数)

0	÷	0	=	#DIV/0!
---	---	---	---	---------

●新指標:(②職場体験稼働+③リファー+④紹介+⑤フォローアップ後就職)/①求職者

0	÷	0	=	#DIV/0!
---	---	---	---	---------

※ 目標: 70%以上

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長 秋元 克広

事業者名
職・氏名

印

令和5年度 女性の多様な働き方支援窓口運営事業
ここシェルジュ SAPPORO 運営業務 再委託承認申請書

令和5年度 女性の多様な働き方支援窓口運営事業 ここシェルジュ SAPPORO 運営業務の実施にあたり、その一部を下記により再委託することとしたいので申請します。

記

- 1 再委託の相手方
住 所
氏 名
- 2 再委託を行う業務の範囲
- 3 再委託の必要性
- 4 再委託する相手方が委託される業務を履行する能力
- 5 再委託を行う金額
円

(注1) 再委託先が複数の場合は、再委託先ごとの内容がわかるよう記載すること。

(注2) 委託費の金額に対する再委託を行う金額の割合が50%を超えないこと。